

低入札価格調査の変更について

薩摩川内市の建設工事に係る入札制度について、次のとおり一部変更することとしましたのでお知らせします。

1 変更概要（低入札価格調査）

(1) 審査基準額の算定式の変更

（下記の 2 低入札価格調査の概要 (3) ①及び⑦のとおり）

2 低入札価格調査の概要

低入札価格調査は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む。以下同じ。）による工事のみで、入札者が入札書比較価格の92%未満の額で入札を行う場合を対象とします。

(1) 提出資料(必須)

① 入札金額に対応する詳細な工事費内訳書及び工種明細表

閲覧設計書に明記されている工種レベルで作成した入札金額に対応する詳細な内訳書

- ・ 工事件名が正確に記載されていること。
 - ・ 会社名の記載があること。
 - ・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費まで記載され、入札金額と一致すること。
 - ・ 単に「値引き」の表示等で、一括して金額を差し引かず、どこでコストを抑えたかが判るように記載すること。
 - ・ 閲覧設計書に記載する工種・施工名称等、数量、単位の数量が記載されていること。
 - ・ 数量×単価＝金額であること。
- なお、金額が整数にならない場合は、その旨を備考欄に明記する等の対応をすること。
- ・ 相違箇所がある場合は契約時等に指導することがある。

② 最新の技術者名簿

- ・ 入札日現在で3箇月以上継続して雇用している技術者のみを記載すること。
- ・ 記載内容に虚偽がある場合は指名停止等の処分の対象となる場合がある。

(2) 資料提出方法

電子入札の応札時に電子データ（提出資料を統合化したPDFファイル又はXPSファイル）を添付し提出してください。

添付資料のファイル容量が3メガバイトを超える場合は、薩摩川内市電子入札運用規約の媒体提出届（別記第7号様式）を添付し入札執行者が指定する方法により提出してください。

- ・ 再提出（差替え等）は認めない。
- ・ 提出がない場合または書類に不備がある場合は失格とする。

(3) 審査基準額（入札金額が審査基準額（S）未満の場合は失格とする。）

① 入札金額は、審査基準額以上であること。

ただし、審査基準額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

〔審査基準額：S〕 $S = (A + B + C + D)$

A 直接工事費の設計金額×97%

B 共通仮設費の設計金額×90%

C 現場管理費の設計金額×90%

D 一般管理費の設計金額×**75%**

※ それぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は切上げ

② 入札金額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計と一致すること。

③ 各工種毎（レベル2）の金額は、設計金額の75%以上であること。

④ 直接工事費は、設計金額の97%以上であること。

⑤ 共通仮設費は、設計金額の90%以上であること。

⑥ 現場管理費は、設計金額の90%以上であること。

⑦ 一般管理費は、設計金額の**75%**以上であること。

(4) 落札決定通知

落札決定は当日の通知予定。ただし、審査に時間を要する場合は保留とする場合があります。また、総合評価との受注制限がかかる場合は翌日の落札決定通知となります。

(5) 技術者数に応じた受注制限等

低入札価格調査（入札書比較価格の92%未満の額）で受注した工事については、技術者数に応じた受注制限を行います。

対象工種の技術者数	受注制限件数
1人～10人	1件
11人～20人	2件
21人～	3件

（注1）受注制限は発注工事種別毎です。

したがって、受注制限件数に達したときは、一般競争入札におけるその発注工事種別の全ての入札に参加できません。

（注2）受注制限件数に含まれるものは、低入札価格調査を経て落札・受注した工事で、公告日の前日現在において当該工事進捗率が80%に満たない工事です。

（注3）公告日から落札決定の日までの間に、他の工事を低入札価格調査を経て落札した場合は、その工事は受注制限件数に含まれます。

（注4）低入札価格調査を経て落札・受注した工事について、発注者から工事中止の指示が出されている場合は、中止期間中に限り受注制限件数に含みません。

3 その他留意事項

(1) 工事進捗率の報告

低入札価格調査を経て落札・受注した工事の工事出来高進捗率が80%を超過後、火曜日までに、「工事出来高報告書」により、工事担当課に報告してください。（1回のみ）

報告が遅れた場合、受注制限について当該工事の進捗が反映されず、入札参加が制限されることとなります。

(2) 低入札価格調査対象工事に係る工事成績による入札参加制限

低入札価格調査を経た工事の工事成績評価が65点未満となった場合、当該工事成績評価の通知日から1箇月間、同一発注工事種別の入札に参加できません。

(3) 営繕工事（公共建築工事積算基準による建築工事・電気設備工事・機械設備工事）に係る審査基準額の算定は、国土交通省官房長通知に基づく官庁営繕工事の運用（予算決算及び会計令第85条の基準の取り扱い）による工事費構成を踏まえた補正を行い審査します。この場合、各工種毎直接工事費（レベル2）及び直接工事費（いずれも、公共建築工事積算基準）のうち、現場管理費相当額算出においては、1円未満切り捨てとします。

(4) 低入札価格調査の対象とならない場合の工事費内訳書について

入札公告の入札の無効に関する事項及び注意事項に記載のとおり

4 適用時期

- ・ 令和元年7月1日以降の公告分から実施
- ・ 令和2年7月1日以降の公告分から実施

審査基準額の運用について

一般土木工事等と異なる積算体系の工事における審査基準額の取り扱いは、下記のとおりです。

記

1 鋼橋製作の工場製作を適用する工事

「共通仮設費」、「現場管理費」は、それぞれ鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」、「工場管理費」に該当するものとする。

2 土木工事標準歩掛（機械設備積算要領）を適用する工事

①「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。

②「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」「設計技術費」の合計額とする。

3 土木工事標準歩掛（電気通信編）を適用する工事

以下については、審査基準額の算定式を次のとおりとする。

○ S = 各費用の合計額

(1) 機器費が含まれる電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事（鋼構造物工事（鉄塔・反射板工事）を除く。）の場合

①直接工事費の額に97%を乗じて得た額

②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額

③現場管理費の額に90%を乗じて得た額

④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額

⑤機器単体費の額に90.7%を乗じて得た額

ただし、現場管理費は「現場管理費」、「機器間接費」の合計額

(2) 通信設備工事（鋼構造物工事（鉄塔・反射板工事））の場合

①直接工事費の額に97%を乗じて得た額

②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額

③現場管理費の額に90%を乗じて得た額

④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額

⑤鉄塔製作費の額に94.2%を乗じて得た額

ただし、現場管理費は「工場管理費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額

(3) 機器費が含まれる電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事（鋼構造物工事（鉄塔・反射板工事）を除く。）の場合であって、CCTV設備工事や道路情報板工事のように機器単体費及び工場製作原価の両方を積算する場合

①直接工事費の額に97%を乗じて得た額

②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額

③現場管理費の額に90%を乗じて得た額

④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額

⑤機器単体費の額に90.7%を乗じて得た額

⑥工場製作原価の額に92%を乗じて得た額

ただし、現場管理費は「現場管理費」、「機器間接費」の合計額

(4) 機器費が含まれる電気設備工事（道路照明灯設置工事等）であって、照明ポール等を工場製作し、工場製作原価を積算する場合

①直接工事費の額に97%を乗じて得た額

②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額

③現場管理費の額に90%を乗じて得た額

④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額

⑤工場製作原価の額に92%を乗じて得た額

(5) 上記(1)から(4)に該当しない場合

①直接工事費の額に97%を乗じて得た額

②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額

③現場管理費の額に90%を乗じて得た額

④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額